大阪市告示第1523号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和８年11月13日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市西淀川区中島二丁目６番28の一部）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第２項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（環境局環境管理部環境管理課）